

専門部会の設置について

川崎市区民会議条例

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

川崎市区民会議条例施行規則

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

中原区区民会議要綱

- 第8条 条例第7条に規定する専門部会は、会議に諮り委員長が設置する。
- 2 検討経過及び結果は、会議で報告するものとする。
 - 3 専門部会は、調査検討が終了し会議への報告又は委員の任期の終了をもって解散する。

運営部会

区民会議の円滑な運営を図るため、区民会議で取り組む検討テーマを決定するとともに、会議の具体的な運営のあり方等について調整を行うために運営部会を設置する。

人 数: 7名程度

開催時期: 各本会議開催の前

審議内容: 会議の検討テーマについて

会議の具体的な運営(次第等)について
報告書のとりまとめについて 等

課題調査部会

区民会議において審議されたテーマについて、本会議における意見の整理、課題に関する必要な情報収集や調査、課題解決に向けた取組の検討を行うために課題調査部会を設置する。

人 数: 9名程度

開催時期: 検討テーマ決定後、適宜開催

内 容: 検討テーマの解決に向けた意見の整理
課題に関する現状調査や検証、解決に向けたスケジュール、具体的な取組方法の検討